積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工　事　設　計　書

事　業　年　度	令和 8年度		
設　計　年　月	令和　年　月		
予　算　科　目	款	項	目　　節
工　事　場　所	京都市右京区梅津大縄場町　地内		
路線名又は河川名等			
工　　事　　名	歩道整備工事（宇多野嵐山山田線）		
工　　期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで		
事　業　課（所）名	西部土木みどり事務所	単価使用年月	令和　年　月
工　事　番　号		歩掛適用年月	令和　年　月
変　更　回　数		基準適用年月	令和　年　月
主　　工　　種		単　価　地　区	
前　払　金　支　出		調　整　区　分	

京都市　建設局

チェック欄	

京都市

工 事 概 要

工事延長				m	68.9
舗装工	m2	133	場所打擁壁工	m3	23

施 工 理 由

本工事は、主要府道宇多野嵐山山田線において、老朽化により歩道擁壁の傾き、歩道部の段差が生じており、歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、場所打擁壁工および舗装工を行うものである。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工事費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支給品費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年9月	
歩掛適用年月	2026年9月	
基準適用年月	2026年9月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（２）	1.5
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（２）	1.2
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分	廃路盤材		m3	7,140	処分費	
擁壁工	残土処理工	残土等処分	土砂		m3	2,500	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（宇多野嵐山山田線）	事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路土工		式	1				
残土処理工		式	1				
廃路盤材運搬	積込区分:機械積込,DID区間の有無:有	m3	20				単　1号
残土等処分	廃路盤材	m3	20				単　2号
舗装工		式	1				
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式	1				
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:100mm	m2	133				単　3号
表層(歩道部)	材料種類:再生細粒度ｱｽｺﾝ(13),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上	m2	133				単　4号
擁壁工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質:土砂	m3	80				単　5号
埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂,土質:土砂	m3	50				単　6号

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（宇多野嵐山山田線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基面整正		m2	39				単　7号
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	0.2				単　8号
残土等処分	土砂	m3	0.2				単　9号
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1				
重力式擁壁	擁壁平均高さ:1mを超え2m未満,本体ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	m3	23				単　10号
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ （基礎砕石・型枠含む）	基礎砕石:有り	m	40				単　11号
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	21				単　12号
舗装版切断	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚:15cm以下	m	4				単　13号
舗装版破砕	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,舗装版厚:5cm	m2	136				単　14号
運搬処理工		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（宇多野嵐山山田線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	21				単　15号
殻処分	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	21				単　16号
殻運搬	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	7				単　17号
殻処分	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	7				単　18号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	44				単　19号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（宇多野嵐山山田線）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　1号	廃路盤材運搬	積込区分:機械積込,DID区間の有無:有	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
廃路盤材運搬	機械積込,有,10km以上20km未満	m3	1			単　20号
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　2号	残土等処分	廃路盤材	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　3号	下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,仕上り厚:100mm	単位	m2	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤(歩道部)	100mm,1層施工,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-30,全ての費用	m2	1			
合計						
単価						円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　4号	表層(歩道部)	材料種類:再生細粒度ｱｽｺﾝ(13),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上	単位	m2	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
表層(歩道部)	1.4m以上,50mm,再生細粒度ｱｽｺﾝ(13),ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3,全ての費用	m2	1			
合計						
単価						円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　5号	床掘り （参考数量）	土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂,上記以外(小規模),全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　6号	埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂,土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模),土砂,全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　7号	基面整正		単位	m2	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		m2	1			
合計						
単価						円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　8号	土砂等運搬	土質:土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模,ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3,土砂(岩塊･玉石混り土含む),有り,4.5km以下	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　9号	残土等処分	土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　10号	重力式擁壁	擁壁平均高さ:1mを超え2m未満,本体ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
重力式擁壁	1mを超え2m未満,18-8-40(高炉),有り,無し,一般養生	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　11号	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ （基礎砕石・型枠含む）	基礎砕石:有り	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ	無筋･鉄筋構造物,人力打設,18-8-25(高炉),一般養生,無し,全ての費用	m3	0.05			
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下,砕石(各種),全ての費用	m2	0.5			
型枠	一般型枠,鉄筋･無筋構造物	m2	0.1			
材料費 溶接金網（φ6 150*150）		m2	0.4			
合計						
単価						円／m

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　12号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物,機械施工,無し,無し,必要	m3	1			単　21号
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　13号	舗装版切断	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚:15cm以下	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,15cm以下,全ての費用	m	1			
合計						
単価						円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　14号	舗装版破砕	舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,舗装版厚:5cm	単位	m2	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,無し,必要,15cm以下,有り,全ての費用	m2	1			
合計						
単価						円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　15号	殻運搬	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし,機械積込,有り,34.3km以下,全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　16号	殻処分	殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費(m3)		m3	1			単　22号
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　17号	殻運搬	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕,機械(対策不要厚15cm超)又は必要,有り,17.5km以下,全ての費用	m3	1			
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　18号	殻処分	殻種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費(m3)		m3	1			単　23号
合計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　19号	交通誘導警備員	B	単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人日	1			単　24号
合計						
単価						円／人日

２次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　20号	廃路盤材運搬	機械積込,有,10km以上20km未満	単位	m3	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称10t積級	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	日	0.5			単　25号
諸雑費(まるめ)		式	1			
合計						
単価						円／m3

２次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　21号	構造物とりこわし	無筋構造物,機械施工,無し,無し,必要	単位	m3	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物 昼間 機械施工 制約無 単価補正1.300(FP3)		m3	1			
諸雑費(まるめ)		式	1			
合計						
単価						円／m3

２次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　22号	処分費(m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 Co殻（昼間）		m3	100			
合計						
単価						円／m3

２次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　23号	処分費(m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 As殻（昼間）		m3	100			
合計						
単価						円／m3

２次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　24号	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人	1			
諸雑費(まるめ)		式	1			
合計						
単価						円／人日

3次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛適用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　25号	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称10t積級	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	単位	日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般)		人	1			
軽油		L	57			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称10t積級	機械条件:供用　持込	供用日	1.35			
ﾀｲﾔ損耗費 10t積級 良好 供用日		供用日	1.35			
諸雑費(まるめ)		式	1			
合計						
単価						円／日

特　記　仕　様　書（個別工事編）

工 事 名　歩道整備工事（宇多野嵐山山田線）
工事場所　京都市右京区梅津大縄場町　地内

1　一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和８年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和８年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）

第２条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

１　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

２　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
①　調達検討資材の代替資材を調達した場合
②　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③　調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

３　受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第３条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」の実施）

１　本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html）に基づいて実施する。ただし、「月単位の週休２日」は必須である。

２　受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２

日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

3　「完全週休２日（土日）」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4　「月単位の週休２日」が未達成のもので、明らかに受注者側に「月単位の週休２日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点を減ずる措置を行う場合がある。

5　受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

6　工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第４条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。

2　受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第５条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

⑴　休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

⑵　休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。

⑶　勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。

⑷　昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。

⑸　作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）

⑹　打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第６条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※　京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf）

2　現場条件に関する事項

第７条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1　本工事の施工箇所は歩道となるため、歩行者の安全確保には特に留意すること。

2　交差点近接部での施工について、事故や渋滞の発生を防止するため、交通誘導員を適切に配置し、安全かつ円滑な交通の確保に努めること。

3　河川管理者から指示などがあった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議のうえで適切に対応すること。

4　本工事区間は京都マラソンのコースに指定されているため、京都マラソンが実施される令和９年２月21日までに現場施工を完了すること。なお、工程管理については監督員と協議のうえ決定すること。

第８条（工事規制）

1　本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第１７条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	１２月２０日～１月５日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	１０月の最終土曜日～１１月の最終日曜日（ただし、１２月１日が土曜・日曜の場合は１２月最初の日曜日まで）	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第９条（交通誘導警備員）

１　交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 （1日当たりの編成人数）	編　　成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	４名	交通誘導警備員Ｂ　４　名	昼　間	無

２　上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3　監督職員の確認に関する事項

第 10 条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料･製 品	備　考
ｱｽﾌｧﾙﾄ合材 （再生細粒度ｱｽｺﾝ（13））	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

第 11 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 12 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細　別	確　　認　　時　　期
舗装工	表層	舗装厚、敷均し、締固め状況、舗設温度等

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細　別	確　　認　　項　　目
場所打擁壁工	重力式擁壁	埋戻し前（重力式擁壁高さ、底版幅）
場所打擁壁工	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	溶接金網設置状況

第 13 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目･規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目･規格等	試験項目	試験時期・頻度	備　考
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	下層路盤	現場密度の測定	3 孔	100m2~3000m2
	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	外観検査（目視）	随時	
		温度測定	随時	
		現場密度の測定	3 孔	100m2~3000m2
場所打擁壁工	生ｺﾝｸﾘｰﾄ（18-8-25BB）（18-8-40BB）	塩化物総量規制	各 1 回	
		ｽﾗﾝﾌﾟ試験	各 1 回	
		圧縮強度試験	各 1 回	
		空気量測定	各 1 回	

4　建設副産物に関する事項

第 14 条（建設副産物の適正処理）

1　建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正令和 7 年 3 月 27 日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 37 番地	設計運搬距離 Ｌ＝３３．９km
ｱｽﾌｧﾙﾄ塊 （掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 78 番地	設計運搬距離 Ｌ＝１４．２km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1	設計運搬距離 Ｌ＝１５．５km

2　舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3　建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

＜建設発生土＞

建設副産物	受入場所	備　　考
建設発生土	（指定地処分）豊坂建材株式会社 京都府京都市西京区樫原芋峠 60-3	設計運搬距離 Ｌ＝４．３km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

⑴　指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合

⑵　本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合

⑶　上記の⑴⑵以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

⑴　土壌分析結果証明書（計量法第１２２条第１項の規定により登録された計量士のうち、濃度
に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

⑵　⑴の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4　建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第５編及び公共物ＧＩＳに掲載している他の施設の中から積算上の２番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第５編及び公共物ＧＩＳに掲載している他の施設、又は盛土規制法許可等施設で、「ストックヤード運営事業者登録制度」により登録された施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第 15 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和７年６月１日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施につ

いて適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他(　　)	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※　特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

⑵　受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を別に定める１８条様式に記載し、監督職員に報告すること。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、１８条に基づく報告を省略することができるものとする。

5　その他事項

第 16 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の４５日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の１４日前までに提出すること。

第 17 条（情報共有システムの利用）

1　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和８年８月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第 18 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1　目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

2　実施内容

（1）　「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ　遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）　効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）　費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

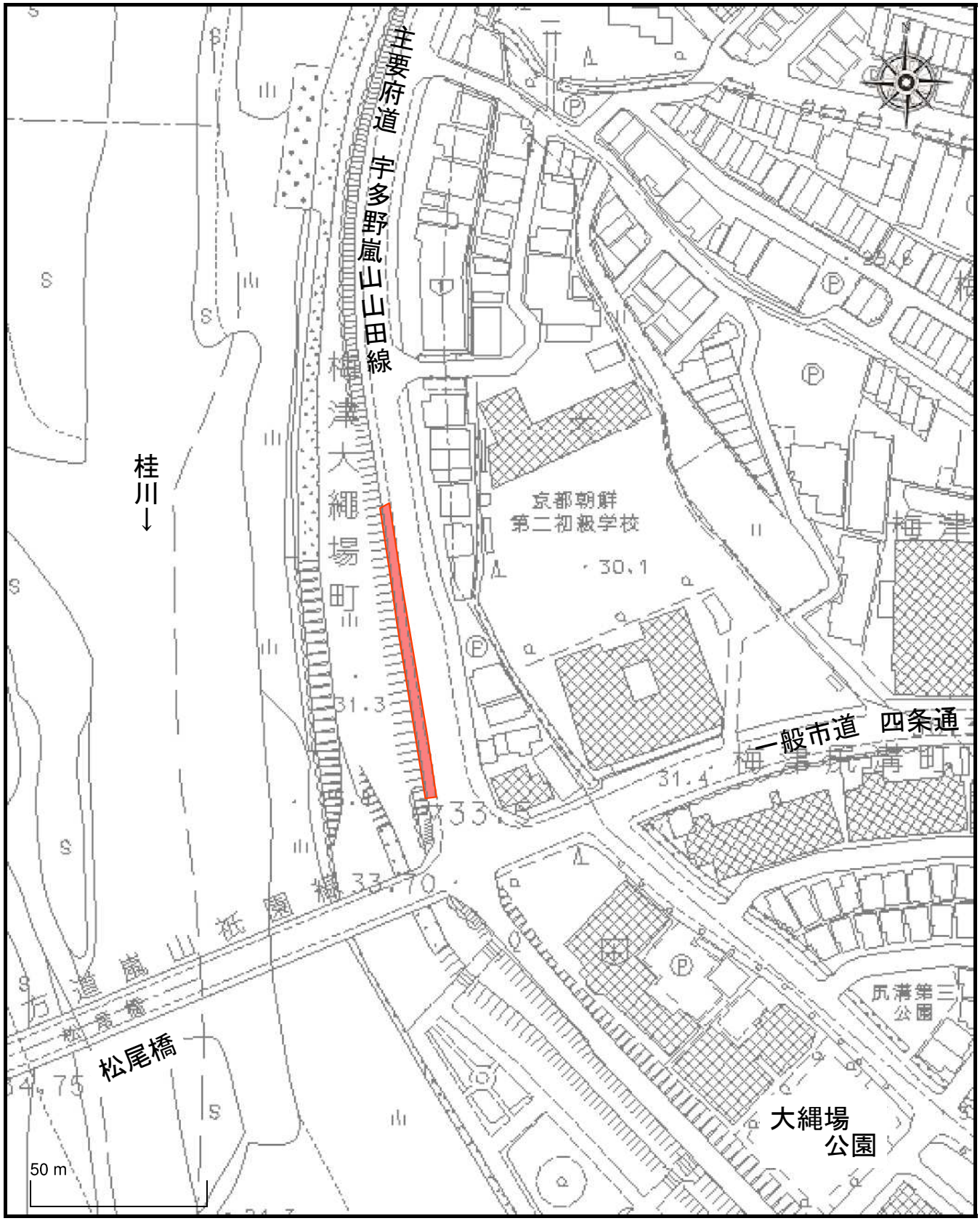
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）　成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

箇所図

右京区梅津大縄場町　地内



1 / 1500

：本工事施工箇所